

○財務省告示第三百九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
五	四	三	二	一
九八二トン	一九、八九三トン	四トン	〇・八トン	〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
五一四トン	八四二トン	一〇、〇六九トン	八三、八八七トン	六、七四七トン	三〇〇トン	三五一、五七五トン	八二四、二一二トン	四、〇一一、二三九トン	四八、六二五トン	一、七七五トン	四、三九四トン	二七、二四九トン	一トン	一五トン	五トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	一六、二四〇トン
三三一トン	四・三トン	八、二八〇トン	三、一四五トン	〇トン	一五トン	三、〇九八トン	五六六トン		